A3印刷推奨

通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フロー（滋賀県）（案）

（注意事項）
○このフローは通常の営農行為の該当の適否について確認するものです。このため、確認後の盛土高等が変更となった場合は、盛土規制法による規制対象となる可能性があります。

○通常の営農行為に該当しない盛土・切土は盛土規制法の対象となる場合がありますので、盛土規制法担当部署に御相談ください。

○土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第1号）は、盛土規制法の許可は不要です。

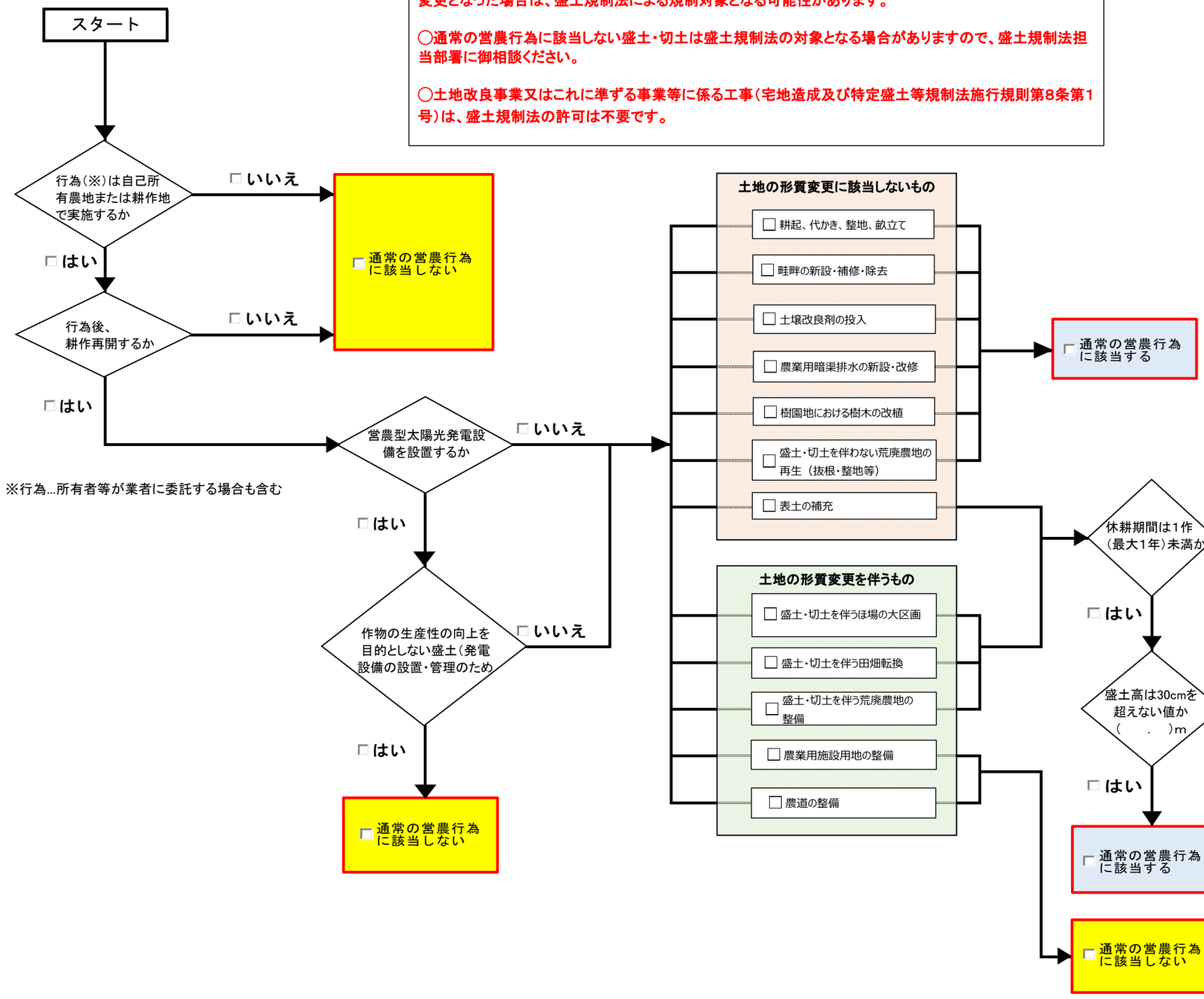

※行為…所有者等が業者に委託する場合も含む

相談年月日：　　年　月　日

相談者：
- ・氏名
- ・住所
- ・連絡先電話番号：
- ・農地所有者等との関係
  - ☐ 本人
  - ☐ 委任された者
  - ☐ その他（　　）

農地所有者等：
- ・氏名
- ・住所

農地の所在地：

事業内容：

工期：　　か月

盛土高：　.　m

添付書類：
- ・
- ・
- ・

農業委員会記入欄

判断フローで確認した結果

☐ 通常の営農行為に該当します。

☐ 通常の営農行為に該当しません。

確認日：　　年　月　日

農業委員会確認印